

令和 年 月 日議決・専決

令和 8年 4月 1日施行

令和 8年 3月 16日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和8年佐用町要綱第10号

佐用町チームオレンジ運営費補助金交付要綱

佐用町チームオレンジ運営費補助金交付要綱をここに公布する。

令和 8年 3月 16日

佐用町長 江 見 秀 樹

佐用町チームオレンジ運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症の人と共に生きる地域づくりを推進するため、チームオレンジを実施する団体に対し、予算の範囲内において佐用町チームオレンジ運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 認知症の人 アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態にある者をいう。
- (2) チームオレンジ 地域の認知症の人及びその家族のニーズと認知症サポーターステップアップ講座を修了した者を中心とした支援とをつなぐ活動をいう。
- (3) 認知症サポーター 全国の都道府県、指定都市若しくは市区町村又は全国的組織を持つ職域団体若しくは企業が実施する認知症サポーター養成研修（認知症サポーター等養成事業実施要綱（平成18年7月12日付け老計発第0712001号厚生労働省老健局計画課長通知別添）の3(2)の認知症サポーター養成事業による研修をいう。）を受講した者をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、佐用町においてチームオレンジを実施する団体等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 認知症サポーターステップアップ講座を修了した者又は修了予定の者を構成員に含むこと。
- (2) 認知症の人及びその家族が必要とするニーズを支援していること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となるチームオレンジの活動（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 認知症の人及びその家族の視点を反映した活動であること。
- (2) 認知症の人及びその家族の課題を解消するため、当該認知症の人及びその家族並びに認知症サポーターが参画する活動であること。
- (3) 営利や宗教活動又は政治活動を行わない活動であること。
- (4) 法令及び公序良俗に反しない活動であること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る需用費、役務費、使用料及び賃借料並びに講師謝礼とする。ただし、次に掲げる経費は、補助金の交付対象としない。

- (1) 国、県その他の団体が交付する補助金等の交付対象となる経費

(2) 営利を目的とする活動に要する経費

(3) 町長が適当でないと認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額又は35,000円のいずれか少ない額とする。この場合において、当該補助金の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 チームオレンジの活動期間が1年に満たない場合における補助金の限度額は、前項の規定にかかわらず、四半期ごとに補助対象経費の実支出額又は8,000円のうちいずれか少ない額とする。

3 補助金の交付は、1補助対象団体につき同一年度内において1回限りとする。

(交付申請及び交付決定)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、佐用町チームオレンジ運営費補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 佐用町チームオレンジ運営実施計画(実績報告)書(様式第2号)

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定により補助金の交付申請があった場合は、その適否を決定し、佐用町チームオレンジ運営費補助金交付決定(却下)通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(変更申請)

第8条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた実施団体(以下「補助実施団体」という。)が、申請書の内容に変更を加えようとするときは、佐用町チームオレンジ運営費補助金変更申請書(様式第4号)に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 変更後の実施計画書(様式第2号)

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定により補助金の変更申請があった場合は、その適否を決定し、佐用町チームオレンジ運営費補助金変更承認(不承認)通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(中止の届出)

第9条 補助実施団体は、補助対象事業を中止したときは、速やかにその旨を佐用町チームオレンジ運営中止届出書(様式第6号)により町長に届け出なければならない。

(実績報告)

第10条 補助実施団体は、補助事業が完了したときは、その日から起算して20日を経過する日又は補助金の交付決定の日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、佐用町チームオレンジ運営実施計画(実績報告)書(様式第2号)を次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 収支報告に係る領収書の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第11条 町長は、前条の規定による報告があったときは、速やかに内容を審査し、補助実施団体から提出される佐用町チームオレンジ運営費補助金請求書（様式第7号）に基づき補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第12条 町長は、補助実施団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 補助金を指定された用途以外の目的に使用したとき。
- （2） 補助金の交付決定の内容又は、これに付した条件に違反したとき。
- （3） 法令等に違反して事業を実施したとき。
- （4） この要綱に基づく申請、報告等に偽りがあったとき。

（補助金の返還）

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、佐用町チームオレンジ運営費補助金返還命令書（様式第8号）により期限を定め、補助実施団体に対して、その返還を命ずるものとする。

2 町長は、第11条の規定により補助実施団体に交付すべき佐用町チームオレンジ運営費補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、佐用町チームオレンジ運営費補助金返還命令書（様式第8号）により期限を定め、補助実施団体に対して、その超えた額の返還を命ずるものとする。

3 返還命令を受けた補助実施団体は、決められた期限までに返還金を納付しなければならない。

（帳簿の保管）

第14条 補助金の交付を受けた補助実施団体は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及びその証拠書類を、当該補助対象事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間整理保管しておかなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

佐用町チームオレンジ運営費補助金交付申請書

年 月 日

佐用町長 様

申請者 団体名
代表者住所
代表者氏名

年度において佐用町チームオレンジ運営費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

交付申請額 金 円

添付書類

- (1) 佐用町チームオレンジ運営実施計画書（様式第2号）
- (2) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

佐用町チームオレンジ運営実施計画（実績報告）書

団体名

1 事業に要する（した）費用 円（補助金を含む）

2 事業実施期間 着手： 年 月 日
完了： 年 月 日

3 活動内容

代表者の住所 及び氏名	代表者住所： 代表者氏名：
活動する （した）内容 （実施時期、実 施場所、実施回 数、1回あたり の参加人数、参 加延べ人数等）	
備考	

収支予算（決算）書

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	備 考
計	円	

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	備 考
計	円	

様式第4号（第8条関係）

佐用町チームオレンジ運営費補助金変更申請書

年 月 日

佐用町長 様

申請者 団体名称
代表者住所
代表者氏名

年 月 日付けで補助金の交付決定を受けた事項について変更があったので、下記のとおり申請します。

記

1 変更事項

2 変更理由

3 交付決定額 金 円

4 変更後の交付申請額 金 円

5 添付書類

- (1) 変更事項を証する書類
- (2) その他町長が必要と認める書類

様式第5号（第8条関係）

佐用町チームオレンジ運営中止届出書

年 月 日

佐用町長 様

届出者 団体名称
代表者住所
代表者氏名

年 月 日付で補助金の交付決定を受けた補助対象事業を中止したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 中止した補助対象事業

2 中止の理由

様式第6号（第9条関係）

佐用町チームオレンジ運営中止届出書

年 月 日

佐用町長 様

届出者 団体名称
代表者住所
代表者氏名

年 月 日付で補助金の交付決定を受けた補助対象事業を中止したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 中止した補助対象事業

2 中止の理由

様式第7号（第11条関係）

佐用町チームオレンジ運営費補助金請求書

年 月 日

佐用町長 様

請求者 団体名称
代表者住所
代表者氏名

次のとおり佐用町チームオレンジ運営費補助金について請求します。

記

交付請求額		円
交付決定額		円

振込先

振込 先 金 融 機 関	銀行 信用金庫 農協			支店
	預金種目		口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

様

佐用町長

佐用町チームオレンジ運営費補助金返還命令書

年 月 日付で交付した佐用町チームオレンジ運営費補助金について、次のとおり返還を命じます。

- 1 交付金額 金 円
- 2 交付年月日 年 月 日
- 3 返還金額 金 円
- 4 返還期限 年 月 日まで
- 5 返還理由